（裏）

以下の質問に回答してください。

1　あなたは、これまでに日本国又は日本国以外の国の法令に反して、懲役、拘禁刑、禁錮若しくは罰金又はこれらに相当する刑に処せられたことはありますか（執行猶予も含みます）。

・□ はい　・□ いいえ

2　あなたは、日本から退去強制されたこと、日本から出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことはありますか。

・□ はい　・□ いいえ

3　あなたが該当する項目にチェックをしてください。

□①　日本の公的機関（政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となっている機関）に所属している。

□②　特定国※の公的機関（政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となっている機関）に所属している。

□③　国際機関に所属している。

□④　日本の株式上場会社又はその子会社に所属している。

□⑤　特定国※の株式上場会社に所属している。

□⑥　資本金若しくは出資の総額が五億円以上の日本又は特定国※の法人に所属している。

□⑦　①の公的機関又は④の会社と業務上の関係を有しており、かつ、その業務に関し反復して来日する必要があることを理由として、当該機関又は会社から、あなたの希望者登録についての要望がなされている。

□⑧　十分な資力信用があることを認めるに足りるクレジットカードを所持している。

□⑨　①～⑧のいずれかの要件を満たして、特定登録者カードの交付を受け又は受けようとしている者の配偶者又は未成年で未婚の子である。

□⑩　上記のいずれにも該当しない。

※　日本国がその国（又は地域・行政区画）の一般旅券所持者に対して査証免除措置を取っている国（又は地域・行政区画）をいいます。

4　3で①～⑥に該当すると回答された方のみお答えください。

役員又は常勤の職員として所属していますか。

・□ はい　・□ いいえ

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人の署名／申請書作成年月日

年　月　日

附　則

（施行期日）

1　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法務省令第三十五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日　　法務大臣　鈴木　馨祐

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）
第二条　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。	**第二条**　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　次のいずれにも該当しないこと。	四　次のいずれにも該当しないこと。
イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者	イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
［ロ～ワ　略］	［ロ～ワ　同上］
［五～十三　略］	［五～十三　同上］
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。